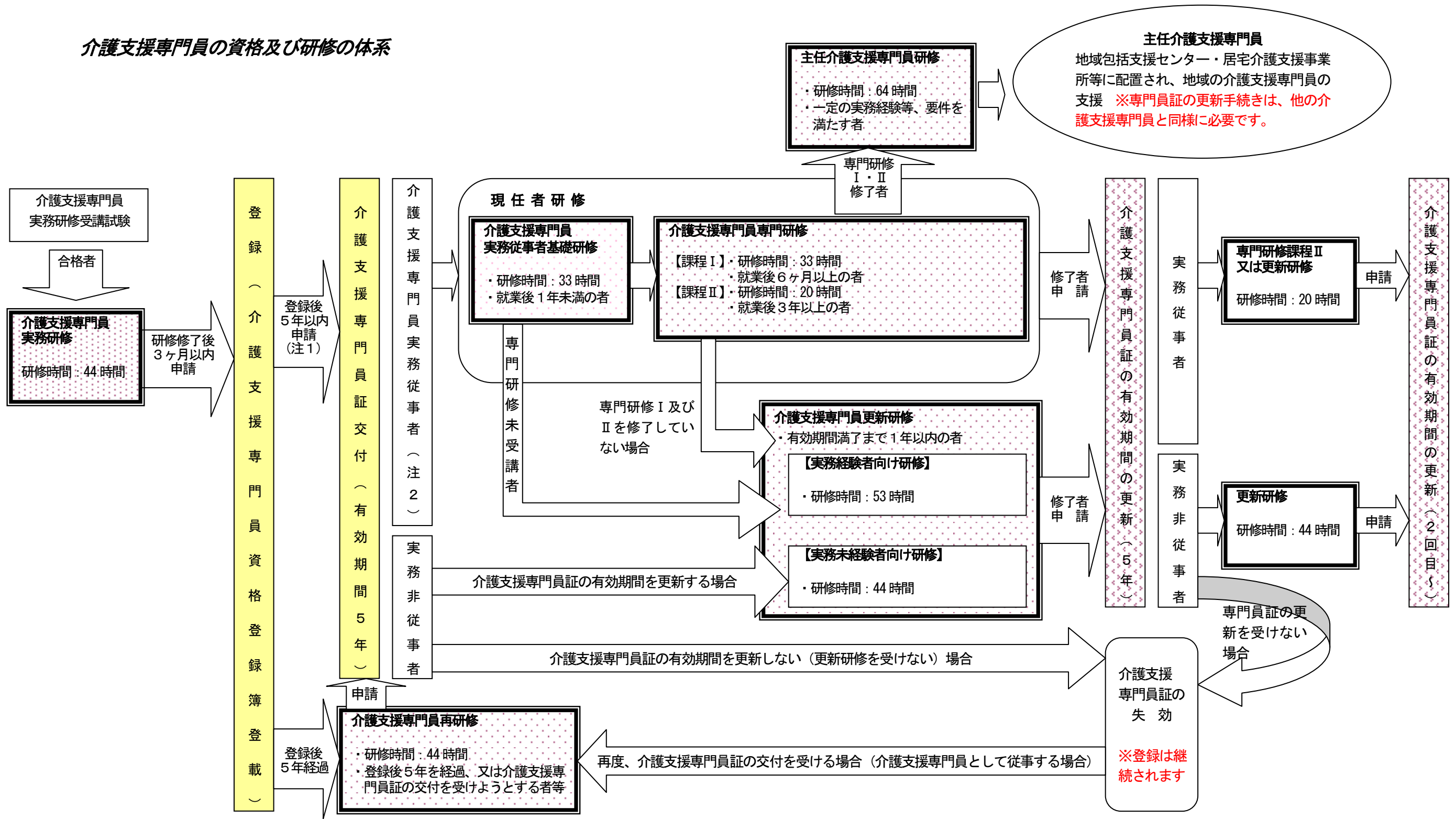


介護支援専門員の資格及び研修の体系



(注1) 介護支援専門員として働くためには、「介護支援専門員証」の交付が必要です。
 (注2) 「実務従事者」とは、原則として介護支援専門員証の有効期間内に、介護サービス計画又は介護予防サービス計画の作成者、居宅介護支援事業所の管理者、地域包括支援センターの主任介護支援専門員として従事した者をいう。

留意事項

再研修は、再度介護支援専門員証の交付を受けることを前提として開催するものです。
 当面、介護支援専門員として従事する予定のない方の受講は可能ですが、再研修修了後、再度介護支援専門員証の交付を受けた場合、証の有効期間は証の交付の日から5年間となります。